

監査公告第7号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による総務部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年11月22日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

総務部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和4年9月9日から令和4年10月21日まで

第3 監査の対象

総務部（行政まちづくり課、人事課、危機対策課、財政課、工事検査室、税料金課、会計課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 市に対する請求書の押印廃止について、適正に事務が進んでいるか。
- (4) 条例規則以外の要綱要領等について市民への公開及び情報発信が適切になされるよう、全庁的な仕組みづくり行われているか。
- (5) 男女共同参画プランの本年度事業が適切に計画され、実際に関係機関との連携が図られているか。
- (6) 本年度主要事業のデジタル人材の内製化について、内容が職員研修計画と整合性が図られ、円滑に進捗しているか。
- (7) 9月補正予算計上の防災行政無線に係る再送信子局及び屋外拡声器の増設事業について、従前の事業を踏まえ適正に計画性が担保されているか。
- (8) 防災資機材の分散配置について、購入計画や在庫管理、配備先が計画的に実施されているか。
- (9) 財務関係における内部統制制度の整備に課題は無いか。
- (10) 入札と契約に関する情報発信が適切に行われているか。
- (11) 公用車の配備及び稼働率、保有率等を適切に判断できる手法を備えているか。
- (12) 工事完了検査が期限内に実施されているか。
- (13) 納税貯蓄組合（奨励金）制度について、制度運用の今後の方向性が検討されているか。
- (14) 過去に指摘した納税コールセンター廃止に伴う代替え措置が効果的に実施されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・要綱等の公表などの取扱いについて、次のとおり意見を付す。

条例規則以外の要綱要領等は、かつてデータベース形式で管理し市民に公表されていたが、現在は一部を除いて多くが非公表の扱いとなっており、適切な運用がなされていない。諸事情も考慮しながら個別に指摘してきたが既に4年経過している。

市民に対して、助成金や補助金の制度や手続きを知らせるものなど、重要なものは早急な改善が必要である。

今般、担当課自ら年度内を目途に対応する旨の説明があったが、各部署で必要に迫られてホームページに掲載している現状の運用も考慮し、すみやかに全庁的なルールを策定し、市民への適正な情報発信に努めてもらいたい。

- ・DV被害等に関する相談・対応の体制について、次のとおり意見を付す。

窓口課や子育て応援ステーション、地域包括支援センターなど複数の窓口において、それぞれの相談・対応体制がとられている。このような中で、行政まちづくり課の役割はそれぞれ複数部署を牽引しながら、共通認識を高め、最悪な事態を防ぐことにあるとの説明があったが、今年度、関係部署との連絡会議すら開催していないとの事である。各部署の人員は毎年変わり、連携体制の維持は日常的な努力が必要である。すみやかに実施し、改めてその役割の認識を高めてもらいたい。

- ・家屋調査の実施について、次のとおり意見を付す。

昨年度指摘した既存家屋現地調査については、今年度に人員体制も整い年間の事務サイクルを机上調査、現地確認、再評価作業など一連のものと位置づけ、通年で継続して実施し、概ね10年程度で市内一巡するとの説明であった。令和4年度は20地区1,441戸を対象とし既に4地区終了とのことだが、これから先の業務手順も多く期間も長いために、円滑な実施を担保するには進捗管理が重要である。税の適正課税の観点から、定期的に進捗報告を求めるので、今後の適切な実施と管理をお願いしたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 改正個人情報保護法施行への対応について
2. 要綱等の公表状況と改善計画について
3. まちづくり運動推進事業補助金の運用ルールの適正化について
4. 男女共同参画プランの実施とDV被害当に関する相談生成の実施状況について
5. デジタル人材の内製化について
6. 防災緊急情報伝達システム整備費について（9月補正予算計上追加事業含む）
7. 防災資機材の分散配備状況について
8. 財務関係の内部統制制度の対応について
9. 公用車配備の適正化について
10. 入札契約の業務体系と情報発信について
11. 工事完了検査の適正執行について
12. 税務関係の標準準拠システムへの移行について
13. 家屋調査の実施方針について
14. 収納率向上の取り組みについて
15. 納税貯蓄組合（奨励金）制度について
16. 納税コールセンター廃止に伴う代替え措置の状況について
17. 有益な公金運用について
18. 請求書の押印廃止（案）について